

## 地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 県は、地域における地球温暖化防止活動の基盤形成や取組の推進を図ることで、もって地球環境保全に資することを目的として、国が定める二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付要綱（平成26年4月1日付け環地温発第14040122号）及び地域における地球温暖化防止活動促進事業実施要領（平成26年4月1日付け環地温発第14040123号）並びに一般社団法人地球温暖化防止全国ネットが定める令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程（令和8年4月7日付け地温全第26040701号）に基づき、高知県地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業及び補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助事業者は、次の表に定めるとおりとする。

補助事業	補助事業者
地域における地球温暖化防止活動促進事業	高知県地球温暖化防止活動推進センター

### (事業内容等)

第4条 補助事業に係る事業内容、補助対象経費、基準額、補助率及び交付額の算定方法は、別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査した上で、補助金の交付が適当であると認められるときは、補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意を持って補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (9) 補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことがあること。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (11) 県税の滞納がないこと。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第3号様式による変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の person 費と業務費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき(補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。)

2 知事は、前項の規定により変更交付申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第4号様式による変更決定通知書より当該事業者へ通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第5号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により中止(廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第6号様式による中止(廃止)承認(不承認)通知書により当該事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)した場合は、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第7号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第8号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第8号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第8号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者へ別記第9号様式による交付額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第 12 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 13 条 知事は、次に掲げるいずれかの事項に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助事業について変更を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第 14 条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(グリーン購入)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 4 号から第 7 号、第 10 条第 3 項、第 13 条、第 14 条及び第 17 条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 事業内容	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率	5 交付額の算定方法
<p>地球温暖化対策の推進に関する法律により高知県地球温暖化防止活動推進センターが実施するエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を行う事業</p>	<p>補助事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、雑役務費、使用料及び賃借料並びに消耗品費）並びにその他必要な経費で一般社団法人地球温暖化防止全国ネットが承認した経費</p>	<p>一般社団法人地球温暖化防止全国ネットが必要と認めた額</p>	<p>10分の5以内</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額（補助金を除く。）を控除した額を算出する。                      イ 第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。                      ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、第4欄に掲げる補助率を乗じた額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

別表第2（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第5条関係）

番  
令和 年 月 日  
号

高知県知事 様

申請者 申請者住所（郵便番号及び本社所在地）

法人等名称

代表者氏名（代表者の役職及び氏名）

生年月日（代表者の生年月日）

令和 年度地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付申請書

地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱第5条の規定により、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 金 円  
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業に要する経費 別紙2 経費所要額調書のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日 交付決定日 ～ 令和 年 月 日
- 5 収支予算書 別紙3 収支予算書のとおり

6 関係書類

- ・ 県税の滞納がないことを証する証明書

（県税事務所で発行する全税目の納税証明書（発行後、3ヶ月以内のもの）納税義務がない場合は、その旨の申立書）

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、

健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

- ・ 消費税仕入控除税額等について、消費税等の課税方式が分かる書類
- ・ その他知事が必要があると認める資料

地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金に係る  
補助金交付決定通知書

様

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金については、地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

第3号様式（第8条関係）

番 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所（郵便番号及び本社所在地）

法人等名称

代表者氏名（代表者の役職及び氏名）

生 年 月 日（代表者の生年月日）

令和 年度地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けた令和  
年度地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金について、下記のとおり変更した  
いので地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により  
申請します。

記

1 補助金変更申請額等

（単位：千円）

既交付決定額（A）	変更後の申請額（B）	増減額（B）－（A）

2 変更内容及びその理由

3 添付書類

別紙1 実施計画書

別紙2 経費所要額調書

別紙3 収支予算書

注 添付書類のうち、別紙1については、追加・変更する箇所は下線を引き、削除する箇所は見え消しにするなど、変更部分を明らかにしてください。

また、別紙2及び別紙3については、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載してください。

地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金に係る  
補助金変更交付決定通知書

様

令和 年 月 日付けで変更交付申請のありました令和 年度地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金については、地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

既交付決定額（A）	金	円
変更交付決定額（B）	金	円
増減額（B）－（A）	金	円

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所（郵便番号及び本社所在地）

法人等名称

代表者氏名（代表者の役職及び氏名）

生年月日（代表者の生年月日）

令和 年度地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金  
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定を受けました令和 年度地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止（廃止）予定年月日 令和 年 月 日

3 既交付決定額 金 円

注 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、別紙1に記載するとともに、別紙2及び別紙3に交付決定額を上段に括弧書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付してください。

地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金に係る  
中止（廃止）承認（不承認）通知書

様

令和 年 月 日付けで承認申請のありました補助事業の中止（廃止）については、地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、これを承認（不承認）することとしたので通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 申請者住所（郵便番号及び本社所在地）

法人等名称

代表者氏名（代表者の役職及び氏名）

生年月日（代表者の生年月日）

令和 年度地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知（及び令和 年 月 日付け 第 号で変更交付決定通知）がありました令和 年度地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 実施報告書  
別紙4 実績報告書のとおり
- 2 経費収支実績  
別紙5 経費所要額精算調書のとおり
- 3 収支精算書  
別紙6 収支決算書のとおり
- 4 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 5 関係書類  
(1) 支出額を確認することができる契約書、支出証拠書類等の写し  
(2) その他必要な書類

高知県知事 様

申請者 申請者住所（郵便番号及び本社所在地）

法人等名称

代表者氏名（代表者の役職及び氏名）

生年月日（代表者の生年月日）

令和 年度地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金に係る  
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知（及び令和 年 月  
日付け 第 号で変更交付決定通知）がありました令和 年度地球温暖化防  
止活動推進センター事業費補助金について、地球温暖化防止活動推進センター事業費補助  
金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱第10条の規定による補助  
金の確定額（令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金確  
定額）  
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除  
税額等  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3-2） 金 円

（注） 事業費の内訳資料等参考となる資料を添えてください。

地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金  
交付額確定通知書

様

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知（及び令和 年 月  
日付け 第 号で変更交付決定通知）した令和 年度地球温暖化防止活動  
推進センター事業費補助金については、令和 年 月 日付けの実績報告書に基  
づき、下記のとおり交付額を確定したので、地球温暖化防止活動推進センター事業費補  
助金交付要綱第11条の規定により通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

補助金確定額 円

実施計画書

1. 事業の目的

2. 事業の内容

3. 事業の効果

**【数値目標】**

①エネルギー起源 CO2 排出削減量

費用対効果 (円/t-CO2)

②行動変容数

**【上記数値目標の算出方法】**

4. 事業実施スケジュール

※事業の実施スケジュールを記入してください。

※実施スケジュールは別紙の添付可。

注1 記入欄が少ない場合は本様式を引き伸ばして使用してください。

注2 ※付のコメントは記入時に削除して提出してください。



## 別紙3

## 収 支 予 算 書

## 1. 収入

単位 (円)

区分	予算額	備考
県補助金		
国・市町村費		
その他		
計		

## 2. 支出

単位 (円)

区分	予算額	備考
人件費		
業務費		
計		

1. 事業の目的

2. 事業の内容

3. 事業の効果

**【数値目標及び実績値（効果）】**

①エネルギー起源 CO2 排出削減量

    目標

    実績値（効果）

    費用対効果（円/t-CO2）

②行動変容数

    目標

    実績値（効果）

**【上記数値目標及び実績値（効果）の算出方法】**

    目標

    実績値（効果）

4. 事業実施スケジュール

※事業の実施スケジュールを記入してください。

※実施スケジュールは別紙の添付可。

注1 記入欄が少ない場合は本様式を引き伸ばして使用してください。

注2 ※付のコメントは記入時に削除して提出してください。

別紙5

経費所要額精算調書

1 経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 実支出額	(5)基準額
円	円	円	円	円
(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)×5/10(千円未満切捨て)	(9)補助金交付 決定額	(10)過不足額 (9)-(8)
円	円	円	円	円

2 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合計	円	

## 収 支 決 算 書

## 1. 収入

単位(円)

区分	決算額	備考
県補助金		
国・市町村費		
その他		
計		

## 2. 支出

単位(円)

区分	決算額	備考
人件費		
業務費		
計		